令和４年度の国民健康保険税について

問合せ先　市民保健課国保年金係　☎㉒３９２２

国民健康保険事業は、全国的に段階的な制度改革が行われており、平成30年度から運営が都道府県単位に広域化され、県と県内市町の共同で運営しています。また、国民健康保険税は県が示す標準保険料率をもとに市が税率を定めます。

令和４年度については、財政収支の均衡を保つため、急激な増税による被保険者の過重な負担を避け、国保制度における受益と支出のバランスを踏まえた緩やかで段階的な税率改定により、持続的で健全に下田市国保事業を運営していくため、下記のとおり改正されます。

被保険者の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

区分		医療分（75歳未満）		支援金分（75歳未満）		介護分（40歳以上65歳未満）	
		３年度	４年度	３年度	４年度	３年度	４年度
所得割	前年中の総所得から基礎控除43万円を差し引いた額	5.1%	5.5%	2.0%	2.1%	1.7%	1.8%
均等割	被保険者１人につき	19,300円	21,000円	7,600円	8,100円	11,900円	12,000円
平等割	１世帯につき	13,900円	15,000円	5,500円	5,800円	－	－

※１　国民健康保険税は、「医療分」、「支援金分（後期高齢者支援金分）」、「介護分（介護納付金分）」の３つの区分で構成されており、それぞれに「所得割」、「均等割」、「平等割」の３つの項目があります。これらの合計額が国保税（年額）となります。

※２　令和４年度の国民健康保険税の納税通知書は７月中旬に郵送します。

人間ドック費用助成のお知らせ

問合せ先　市民保健課国保年金係　☎㉒３９２２

○対象者

以下のいずれの要件も満たす方が対象となります。

■下田市国民健康保険の被保険者の方

■国民健康保険税の滞納がない世帯に属する方

■人間ドックを受診する日において、年齢が30歳以上75歳未満の方

■当該年度に人間ドック助成事業の助成を受けていない方

■職域等で人間ドックと同等の項目について受診する機会がない方

■人間ドックの受診結果を下田市が行う保健事業に活用することに同意する方

■同一年度中に特定健診を受診していない方

○助成額

健診費用の７割相当額（1,000円未満の端数がある場合は切り捨て）

※ただし25,000円／人が上限

○手続きの流れ

①県内の医療機関に健診項目がすべて受けられるか確認し、ご予約をしてください。

②受診日の２週間前までに国保年金係（３番窓口）に「人間ドック受診申請書」を提出してください。

（健診項目及び人間ドック受診申請書は、下田市のホームページをご覧いただくか、窓口へお問合せください。）

市ホームページ QR

○その他

人間ドック助成または、特定健診のどちらかをお選びいただけます。

令和４年度の特定健診（６月から開始予定）については、日程が決まり次第対象者に郵送でお知らせしますので、そちらをご参照ください。

18歳から君は大人です

●成年年齢が18歳に

令和４年４月から成年年齢が18歳に引き下げられました。これからは、18歳の誕生日が来ると大人になります。

●新成人は狙われている！

社会経験が乏しい新成人は、悪質業者の格好のターゲットです。その証拠に、成人になった途端に消費生活相談件数・被害金額ともに大きく増えます。

●大人になると何が変わる？

大人になると、契約やカードの作成は自分の名前でできるようになり、それに伴って契約を守る責任や、カードの支払をする責任も生じます。同時に、無条件に契約の取消しができる「未成年者取消し権」という保護がなくなるところを狙われるのです。

●新成人に多いトラブル

・エステの無料体験のつもりが、高額なサービスを勧誘され契約してしまった。

・出会い系サイトで知り合った人に会いたくて課金したが会えない。

・「簡単にもうかる」副業やFX・暗号資産へ投資したが、業者と連絡が取れなくなった。

・インターネットの通信販売で買った商品が届かない。

・お試しと思って買った化粧品が定期購入になっていた。

・賃貸アパート退去時に高額な修繕費を請求された。

●トラブルにならないために

・本当に必要なものなのかよく考え、内容をよく確認・理解してから契約しましょう。

・簡単にもうかる話はありません。誘われたらきっぱり断りましょう。

・クレジット契約は「借金」です。安易に勧める業者は要注意。

・SNSをきっかけとしたトラブルが増えています。SNSで知り合った人を安易に信用するのは危険です。

・通信販売にはクーリング・オフ制度がありません。購入条件をよく確認しましょう。

●消費生活センターに相談を

何か困ったこと、不安なことがあれば、気軽に消費生活センターに相談してください。

消費者ホットライン「188」に電話すれば、最寄りの消費生活センターにつながります。正しい情報を見極め、相談する力を持った大人になってください。

問合せ先
賀茂広域消費生活センター
☎㉔２２９９
（平日9時～15時）

令和５年下田市二十歳の集い

開催される二十歳の集いに参加を希望される場合は、教育委員会生涯学習課までEメールでお申込みください。

申込み方法

次の内容を記載の上、送付してください。

件名

令和５年下田市二十歳の集い申込み

本文

①参加者の氏名（ふりがな）②案内状送付先の郵便番号、住所（方書き）③連絡先電話番号④生年月日（新二十歳）⑤卒業中学校（若しくは卒業小学校）

宛先

syougai@city.shimoda.lg.jp

出演者の募集

参加者による特技の披露や、アイデアを募集します！（個人、団体は問いません）。

※発表時間は15分程度でお願いします。

問合せ先

生涯学習課社会教育係
☎㉓５０５５

名称について

今年度より「下田市成人式」から「下田市二十歳の集い」とし、下田市では民法改正後の令和４年度以降も、対象者は当該年度に20歳を迎える方とします。

開催について

日時

令和５年１月８日（日）13時30分から

会場

下田中学校体育館

※今年度の会場は、下田中学校体育館となります

対象者

平成14年４月２日～平成15年４月１日生

※当該年度に18歳、19歳を迎える方は対象とはなりません。

案内状の送付について

①市内在住者

令和４年９月１日時点で、下田市に住民登録されている対象者の方には、９月末頃までに案内はがきを送付します。

②市外在住者

下田市に住民登録されていない対象者の方で、下田市で